



平成28年1月13日
土地・建設産業局建設業課
大臣官房地方課

横浜市都筑区で施工されたマンション建築のくい施工工事に係る建設業者 に対する監督処分等及び指名停止措置について

国土交通省においては、横浜市都筑区で施工されたマンション建築のくい施工工事に
おいて建設業法に違反する行為を行った建設業者及び基礎くい工事において施工データ
の流用等を行った建設業者に対し、別紙のとおり、建設業法に基づく監督処分等を行う
とともに、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いま
した。

なお、これらの処分等は、現在までに判明した事実内容に基づいて行ったものです。

(問い合わせ先)

○建設業法に基づく監督処分等について

土地・建設産業局建設業課

建設業適正取引推進指導室

課長補佐 山王, 調査指導係長 高城

代 表 (03)5253-8111 (内線24715, 24785)

夜間直通 (03)5253-8362 FAX(03)5253-1553

○工事請負契約に係る指名停止措置について

大臣官房地方課

公共工事契約指導室

課長補佐 江藤, 契約指導第一係長 宮下

代 表 (03)5253-8111 (内線21962, 21953)

夜間直通 (03)5253-8919 FAX(03)5253-1533

○ 横浜市都筑区で施工されたマンション建築のくい施工工事において建設業法に違反する行為を行った建設業者

1. 三井住友建設株式会社 国土交通大臣許可（般・特23）第200号

（処分等の内容）指示処分及び指名停止1ヶ月

2. 株式会社日立ハイテクノロジーズ 国土交通大臣許可（般・特23）第14017号

（処分等の内容）営業停止15日及び指示処分

3. 旭化成建材株式会社 国土交通大臣許可（特27）第7554号

（処分等の内容）営業停止15日、指示処分及び勧告

○ 上記以外に基礎ぐい工事において施工データの流用等を行った建設業者

1. 日本高圧コンクリート株式会社	国土交通大臣許可（特24）第1068号
2. 前田製管株式会社	国土交通大臣許可（特23）第213号
3. 日本コンクリート工業株式会社	国土交通大臣許可（特27）第4096号
4. ジャパンパイル株式会社	国土交通大臣許可（特27）第25777号
5. マナック株式会社	国土交通大臣許可（般27）第5542号
6. 中部高圧コンクリート株式会社	国土交通大臣許可（般23）第15508号
7. 三谷セキサン株式会社	国土交通大臣許可（特24）第4167号
8. NC貝原コンクリート株式会社	国土交通大臣許可（般22）第21650号

（処分等の内容）勧告

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、次のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行った。

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
三井住友建設株式会社	国土交通大臣許可 (般・特-23)第200号	新井 英雄	東京都 中央区

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備・強化を図ること。
- 前項各号について講じた措置（同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由

同社は、発注者から直接請け負った横浜市都筑区で施工したマンション建築のくい施工工事において、1次下請業者である（株）日立ハイテクノロジーズ及び2次下請業者である旭化成建材（株）がいずれも工事現場に専任の主任技術者を設置せず、また、（株）日立ハイテクノロジーズが同社から請け負ったくい施工工事を旭化成建材（株）に一括して請け負わせていたことを認識しながら、法の規定に違反しないよう当該下請負人らの指導に努めることをせず、当該下請負人らに対し是正を求めるよう努めることをせず、また、許可行政庁等への通報も行っていなかった。

このことは、建設業法第24条の6に違反し、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められる。

建設業者に対する指名停止措置について

国土交通省関東地方整備局等は、次のとおり工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を行った。

1. 指名停止措置対象業者

指名停止措置対象業者	住 所
三井住友建設株式会社	東京都中央区佃2-1-6

2. 指名停止措置期間

平成28年1月13日から平成28年2月12日までの1カ月間

3. 指名停止措置理由

競争参加資格を有する同社が、建設業法に違反したとして建設業許可部局から監督処分を受けたことは、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるため、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第13号>

措 置 要 件	期 間
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

※関東地方整備局等： 関東地方整備局、国土交通本省、官庁営繕部、航空局、国土技術政策総合研究所、海難審判所、関東運輸局、東京航空局、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、東京管区气象台、運輸安全委員会、海上保安庁、第三管区海上保安本部

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、次のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行った。

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
株式会社日立ハイテクノロジーズ	国土交通大臣許可 (般・特-23)第14017号	宮崎 正啓	東京都 港区

2. 処分内容

1 建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。

- ① 今回の違反の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- ② 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- ③ 社内の業務運営方法の調査点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備・強化を図ること。

(2) 前項各号について講じた措置（同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

2 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

(1) 期間

平成28年1月28日から平成28年2月11日までの15日間

(2) 停止を命ずる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内におけるとび・土工工事業に関する営業のうち、民間工事に係わるもの。

3. 処分理由

- ① 同社は、横浜市都筑区で施工したマンション建築のくい施工工事において、主任技術者に他の工事を兼務させ、工事現場に専任の主任技術者を設置しなかった。このことは、建設業法第26条第3項に違反する。
- ② 同社は、三井住友建設（株）から請け負った工事の主たる部分を2次下請業者である旭化成建材（株）に請け負わせ、かつ施工に実質的に関与していると認められない状況にあった。このことは、建設業法第22条第1項に違反する。
 - ①については建設業法第28条第1項第2号、②については同項第4号に該当すると認められる。

建設業者に対する監督処分等について

国土交通省関東地方整備局長は、次のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分等を行った。

1. 処分等対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
旭化成建材 株式会社	国土交通大臣許可 (特-27)第7554号	前田 富弘	東京都 千代田区

2. 処分等内容

1 建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。

- ① 今回の違反の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- ② 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- ③ 社内の業務運営方法の調査点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備・強化を図ること。

(2) 前項各号について講じた措置（同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

2 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

(1) 期間

平成28年1月28日から平成28年2月11日までの15日間

(2) 停止を命ずる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内におけるとび・土工工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

3 建設業法第41条第1項の規定に基づく勧告

再発防止の徹底など社内体制の整備に全力を傾注するとともに、具体的に講じる措置（これまでに講じた措置を含む。）について速やかに報告すること。

3. 処分等理由

- ① 同社は、横浜市都筑区で施工したマンション建築のくい施工工事において、主任技術者に他の工事を兼務させ、工事現場に専任の主任技術者を設置しなかった。このことは、建設業法第26条第3項に違反する。
- ② 同社は、同工事において(株)日立ハイテクノロジーズが請け負った建設工事を、一括して請け負った。このことは、建設業法第22条第2項に違反する。
- ③ 同社は、横浜市都筑区で施工したマンション建築のくい施工工事を始めとする下請負人として行った基礎ぐい工事において、元請負人に提出する施工データの作成にあたり、データ流用等を行った。これは、建設業者として不誠実な行為であること。

①については建設業法第28条第1項第2号、②については同項第4号、③については建設業法第41条第1項に該当すると認められる。

建設業者に対する勧告について

1. 勧告対象業者

	商号	許可番号	代表者	所在地
①	日本高圧コンクリート(株)	国土交通大臣許可 (特-24) 第1068号	小笠原 昌平	北海道札幌市
②	前田製管(株)	国土交通大臣許可 (特-23) 第213号	前田 直之	山形県酒田市
③	日本コンクリート工業(株)	国土交通大臣許可 (特-27) 第4096号	土田 伸治	東京都港区
④	ジャパンパイル(株)	国土交通大臣許可 (特-27) 第25777号	黒瀬 晃	東京都中央区
⑤	マナック(株)	国土交通大臣許可 (般-27) 第5542号	高橋 脩	愛知県清須市
⑥	中部高圧コンクリート(株)	国土交通大臣許可 (般-23) 第15508号	伊藤 洋一	三重県鈴鹿市
⑦	三谷セキサン(株)	国土交通大臣許可 (特-24) 第4167号	三谷 進治	福井県福井市
⑧	NC貝原コンクリート(株)	国土交通大臣許可 (般-22) 第21650号	井上 安弘	岡山県倉敷市

※ 勧告を行った者については、①は北海道開発局長。②は東北地方整備局長。③、④は関東地方整備局長。⑤、⑥は中部地方整備局長。⑦は近畿地方整備局長。⑧は中国地方整備局長。

2. 勧告内容

再発防止の徹底など社内体制の整備に全力を傾注するとともに、具体的に講じる措置（これまでに講じた措置を含む。）について各地方整備局長等まで速やかに報告すること。

3. 勧告理由

上記8社が下請負人として行った基礎ぐい工事において、元請負人に提出する施工データの作成にあたり、データ流用等を行った。これは、建設業者として不誠実な行為であること。このことは建設業法第41条第1項に該当すると認められる。